

## 令和5年度介護職員等特定処遇改善計画について

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(1)による令和4年度の収入見込み額(年間)  
令和4年4月～令和5年3月実績により算出 9,708,696円(A)

## (2) 特定処遇改善加算手当の支給対象

## ① 経験・技能のある介護職員

令和5年4月1日現在、①介護福祉士の資格を持った職員であること、②介護業界での実務経験が10年以上あること、③業界経験が10年未満であっても、当施設療養部フロア長経験者を①の対象者とする。

## ② 他の介護職員

当施設に勤務する①以外の介護職員とする。

## ③ その他の職員

当施設に勤務する介護職員以外の職員で令和1年の所得が440万円以下の者とする。

## (3) 特定処遇改善加算手当の支給額

以下の①～③の職員に支給する1ヶ月当たりの支給額(1人あたり)

① 経験・技能のある介護職員	22,000円(1年)	264,000円
② 他の介護職員	11,000円(1年)	132,000円
③ その他の職員	5,000円(1年)	60,000円

## (4) 特定処遇改善加算手当の支給方法

介護報酬による加算算定月は令和5年4月～令和6年3月であるが、実際の入金は2ヶ月後の令和5年6月～令和6年5月となる。令和5年12月の年末調整時に判明する全職員の給与総支給額の確定をもって、(2)の支給対象者区分を決定し、令和6年3月末時点における本会在職者に対して、5月中旬に一括支給する。

年度途中での入職者等は、対象期間の実勤務月数とする。

## (5) 特定処遇改善加算手当の支給見込み額

① 経験・技能のある介護職員	264,000円×対象職員22名	=5,808,000円
② 他の介護職員	132,000円×対象職員15名	=1,980,000円
③ その他の職員	60,000円×対象職員16名	=960,000円
④ 保険料		1,000,000円
⑤ 合計支給額		<u>9,748,000円(B)</u>

## (6) まとめ

特定処遇改善加算手当の支給総額(B)は、特定処遇改善加算見込み額(A)を上回る支給となる。

ただし、介護報酬による収入見込み額はあくまでも概算であり、予定を上回った場合、下回った場合には、支給額を増減調整することとする。